

福島県肝炎医療コーディネーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県肝炎医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援を行うことにより、肝炎の早期発見・早期治療を図るなど、福島県の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条

- 1 コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診及び肝炎患者等の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第3条 コーディネーターの主な活動内容は、コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関
 - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ アからイまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所又は市町村の肝炎対策担当部署
 - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) (1)又は(2)以外の機関
 - ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民への普及啓発
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ ア及びイのほか、前条に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

- 1 コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署等に配置するものとする。
- 2 県は、県内の肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村の肝炎対策担当部署にコーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定によるコーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 県は、コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。
- 4 県は、コーディネーターが配置されている機関に対し、活動状況の報告やアンケート等を求めることができるものとする。

(養成及び認定)

第5条

- 1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして認定するものとする。
 - (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者、その他肝炎の予防及び肝炎患者等の支援の推進に意欲を有する者
 - (2) 県や市町村等が行う肝炎対策事業に協力する意志がある者
 - (3) 県が実施する養成研修を受講した者
- 2 知事は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、県以外の所属機関に対し、認定証を交付し、名簿に登録を行うものとする。
- 3 第1項の規定による認定の期間は、養成研修を修了した日から3年となる日の属する年度の末日までとする。
- 4 前項の規定による認定は、第6条第1項に規定するスキルアップ研修会を認定期間内に少なくとも1回以上受講することを要件として更に3年間更新することができる。
- 5 知事は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消す。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証を返納しなければならない。
 - (1) コーディネーターとしての適性を著しく欠くと認められたとき、または不適切な行為を行ったとき
 - (2) 守秘義務に違反したとき
 - (3) コーディネーターの名称及び委嘱状を営利目的等に利用したとき
 - (4) 疾病その他の理由によりコーディネーターとして活動することが困難になったとき

(5) 本人から認定取消の申し出があったとき

(6) 認定を更新しないとき

(技能向上及び活動支援)

第6条 県は、スキルアップ研修会の開催及び情報提供等を実施し、コーディネーター継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

(守秘義務)

第7条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第3項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱による第5条第1項に基づき令和6年度までに認定を受けた者の認定期間は、令和9年度の末日までとする。